

選考基準指数表(令和7年度)

■基礎指数

番号	区分	保護者の状況	指数	父	母
1	就労 【注1】 【注2】	①月160時間以上	20		
		②月140時間以上	19		
		③月128時間以上	18		
		④月120時間以上	17		
		⑤月112時間以上	16		
		⑥月100時間以上	15		
		⑦月96時間以上	14		
		⑧月80時間以上	13		
		⑨月64時間以上	12		
2	就学	①月160時間以上	18		
		②月140時間以上	17		
		③月128時間以上	16		
		④月120時間以上	15		
		⑤月112時間以上	14		
		⑥月100時間以上	13		
		⑦月96時間以上	12		
		⑧月80時間以上	11		
		⑨月64時間以上	10		
3		①基準未満の労働、就学若しくは介護・看護又は内職	9		
4	求職活動	①採用予定、就学予定及び起業準備 【注3】	8		
		②求職活動中又は求職活動予定	7		
5	出産	①妊娠・出産(転園を除く)	20		
6	疾病・障害	入院	①入院(原則1か月以上)	20	
		疾病	②常時病臥(原則1か月以上)	20	
			③常時安静	15	
		障害	④精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳○A又はA	20	
			⑤精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級、療育手帳B	18	
			⑥精神障害者保健福祉手帳3級、身体障害者手帳4級以下、療育手帳C	16	
		介護・看護	①常時付添(要介護4又は5程度)	16	
			②常時付添(要介護3程度)	14	
			③上記以外の介護・看護	12	
8	災害	①災害復旧	20		
9	虐待等	①虐待・DV	20		
10		①保護者不存在 【注4】	20		
11		①書類未提出	利用不可		

【備考】

【申込】	求職継続	・	復帰対象	・	発達相談有
【認定】	ひとり親	・	生活保護	・	障害者世帯
	保育士優先	・	育休許可		

基礎指数	+	付加指数(加点)	=	合計指数
		付加指数(減点)		

■付加指数

番号	状況	内 容	指数
12	保護者	①死別	15
		②離別、未婚、失踪又は拘禁	9
		③虐待又はDVからの避難	9
		④離婚調停中又は離婚裁判中	2
13	利用申込児童	①家庭保育室利用中(直接契約児童を除く)	2
		②有償認可外保育施設利用中 【注5】	
		③幼稚園利用中 【注5】	
		④特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所利用中(転園を含む) 【注6】	
		⑤一時預かり利用中(直近1か月の利用が10日以上) 【注5】	
		⑥利用申込児童の状況が上記以外の場合 【注7】	1
14	障害等	①保護者が障害又は指定難病 【注8】	1
		②同居者が障害 【注9】	0.5
		③利用申込児童本人が障害	3
15	兄弟姉妹	①同居する兄弟姉妹が別々の保育施設等を利用中であり、利用調整対象月時点において、兄弟姉妹が利用中の認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)又は認定こども園(保育所部分)を希望する場合	3
		②利用調整対象月時点において、同居する兄弟姉妹が市内の認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)又は認定こども園(保育所部分)を利用中の場合で、他の兄弟姉妹が同時に新規入所申込を行わない場合(転園を除く)	0.5
		③兄弟姉妹が同時に新規入所申込を行う場合	0.8
		④利用申込児童以外で、同居する小学生以下の監護児童がいる場合(監護児童1人につき)	0.5
		⑤申込児童が多胎児である場合	0.5
16	勤務	①単身赴任	1
		②産前産後休業中又は育児休業中	1.8
		③市内の認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園又は認可幼稚園に勤務(採用予定者も含む)する保育士等であり、本市が指定する同意書の記載事項に同意する場合(転園を除く)	8
17	社会的養育	①要保護児童等(児童相談所の報告又は通知有・転園を除く)	5
		②要保護児童等(児童相談所以外の報告又は通知有・転園を除く)	2
		③里親委託が行われている場合(転園を除く)	2
18	その他	①生活保護受給中(転園を除く)	1
		②利用者負担(保育料)滞納	-20
		③申込時点で利用申込児童が川口市に住民登録がない場合【注10】	-15
		④市内在住者で認可保育所又は地域型保育事業所を利用している児童が年齢到達により当該施設を変更(卒園)しなければならない場合	100
		⑤「育児休業延長の許可に関する申出書」を提出した場合	-200

- 【注1】 就労状況については、契約上の就労時間だけでなく、就労実績も踏まえて指数を決定する。ただし、契約上の就労時間より就労実績が多い場合は、契約上の就労時間で指数を決定する。
- 【注2】 自営業等(就労者自身が個人事業主又は法人代表者の場合や、勤務する会社の代表者が親族である場合)で勤務している場合は、収入を最低賃金で割り返し、就労時間を算出する。
上記の方法で算出した就労時間が月64時間を下回る場合には、3-①を適用する。
ただし、上記の方法で算出した就労時間が就労証明書に記載されている就労時間より多い場合は、就労証明書に記載されている就労時間で指数を決定する。
- 【注3】 16-③に該当する場合は、採用予定であっても、1「就労」区分の指数を適用する。
- 【注4】 原則として12-①～④に該当する場合で、父母の住所(実際の居住地及び住民票上の住所の双方)が別になっている場合に限り適用する。
- 【注5】 16-②に該当する場合は適用されない。
- 【注6】 認定こども園の幼稚園部分を利用中で、16-②に該当する場合は適用されない。
- 【注7】 4-①②若しくは16-②に該当する場合、又は16-③に該当し、かつ採用予定の場合は適用されない。
- 【注8】 6-①～⑥に該当する場合は適用されない。
- 【注9】 7-①～③に該当し、かつ障害を持つ同居者が被介護・被看護者である場合は適用されない。
- 【注10】 以下のいずれかに該当する場合は適用されない。
・利用申込締切日までに、利用希望月の前月末までに川口市に転入することが確認できる書類が提出されており、内容に不備が無い場合。
・5-①、又は16-③に該当する場合。
・DV、罹災等の理由により市内に避難している場合。

■合計指数が同指数である場合の優先順位

同指数の場合の優先順位については、次のとおりとする。

- 1 川口市在住者（転入予定者を含む）
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、虐待・DV
- 3 基礎指数が高い世帯
- 4 同居している18歳未満の子どもの人数が多い世帯

5 基礎指数の区分

保護者全員の基礎指数区分により下記のとおり区分し、区分を組み合わせた番号が小さい世帯を優先する。

- ① 9～10「虐待等・保護者不存在」
- ② 8「災害」
- ③ 6「疾病・障害」
- ④ 5「出産」
- ⑤ 1「就労」
- ⑥ 2「就学」
- ⑦ 7「介護・看護」
- ⑧ 3「基準未満の労働、就学若しくは介護・看護又は内職」
- ⑨ 4「求職活動」

6 父母の勤務地

父母の勤務地を「勤務地区分表」により区分し、次の順位で優先とする。

- (1) ⑤、⑤
- (2) ④、⑤
- (3) ④、④
- (4) ③、⑤
- (5) ③、④
- (6) ③、③
- (7) ②、⑤
- (8) ②、④
- (9) ②、③
- (10) ②、②
- (11) ①、⑤
- (12) ①、④
- (13) ①、③
- (14) ①、②
- (15) ①、①

勤務地区分表

区 分	備 考
① 川口市【注1】	
② 隣接市区	さいたま市（緑区、南区、岩槻区）、草加市、蕨市、戸田市、越谷市、東京都（北区、足立区、板橋区）
③ 埼玉県、東京都	①、②を除く
④ 関東地方	①～③を除く （茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県）
⑤ その他	

7 父母の市区町村民税所得割額の合計額が低い世帯

- ※住宅借入金等特別控除等の適用前の額により算定した合計額
- ※令和7年4月～令和7年8月の利用調整においては、令和6年度市区町村民税所得割額が対象
- ※令和7年9月～令和8年3月の利用調整においては、令和7年度市区町村民税所得割額が対象
- ※市区町村民税所得割額が不明な場合は、市が指定する書類の提出等を必要とする。

【注1】10-①に該当する場合を含む。また、16-①に該当する保護者を含む。